

社 労 士

とやま

発行日 令和2年1月10日

発行人 富山県社会保険労務士会

会長 山下 誠

富山市千歳町1-6-18

河口ビル2F

電話 076-441-0432

編 集 富山県社会保険労務士会 広報部

2020年1月 第82号



場所 海王丸パーク Photo by Takuro Hatakeyama

トピックス

- 新コーナー 「キラリ★勤務社労士～企業・職場で活躍中～」



富山県社会保険労務士会



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨として、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

目次

CONTENTS

社会保険労務士倫理綱領	1	事業報告	24
県会会長挨拶	2	自主研究会便り	26
連合会会長挨拶	3	私の「ひとり言」	32
富山労働局長挨拶	4	新米監事のひとりごと	34
富山県知事挨拶	5	社労士、三代記	35
部会だより	6	キラリ★勤務社労士～企業・職場で活躍中～	36
委員会だより	9	マラソン同好会活動報告	37
相談所・センターだより	10	私のお気に入りをご紹介します	38
支部だより	13	新入会員の紹介	39
富山SR経営労務センター	14	事務局だより	41
(一社)社労士成年後見センター富山	15	編集後記	42
研修会&相談会&各種活動報告	16		



新年あけましておめでとうございます。

富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠

新年あけましておめでとうございます。令和に入って初めての正月を迎え、会員皆様はいかがお過ごしでしょうか？昨年から『働き方改革』の風が吹き、社労士業界は大変な忙しさでしたが、ようやく旧年中の疲れが癒えた頃でしょうか。今年も引き続き多くの改正が行われますので、元気に頼もしくご活躍される事をご祈念申し上げます。

昨年6月に会長となってからようやく7か月が経過し、連合会での所属委員会も決まり、総務委員会の一員として昨年には2回連合会での会議に参加し、今後の業界の動きというものを触りはじめたところです。当県会では、臨時総会開催で役員選考選挙を行っており、総会での問題は特段ないものと思われませんが、全国では副会長による互選で会長を決定している会が多数あるようで、総会の議事運営に法務局の指摘が入り、現在連合会ではこれに対する標準運営規則を作成する作業を行っております。総会途中での役員交代という難しい運営により、議事が本当に執り行われているのか？総会として成立しているのか？という点で疑義が生じているそうです。当会ではこの点では特段問題が生じないだろうと傍観しております。もちろん議論の中には参加して、当会の方式などもご披露しております。その他にも開業会員に装着していただく社労士表示プレートの全国統一様式の作成についても、取沙汰されています。これについては現在県会で再作成の議案が上がっていますが、有効期限等提供できる部分について持ち出しを行い、良い形で決着を目指していきます。

現段階で今年の県会事業を話す事はできませんが、そろそろ次年度（令和2年度）に向けて各部会・委員会で新たな形や継続事業についての話が始まる頃でしょうか？これまで続けてきた事を継続する事は勿論大事であり、取り止めるとなるとそれなりの理由付けや代替の事業案等で大変な思いをされる部長・委員長がいらっしゃるかと思います。制度ができて50年を経過した各種事業について必要な事、見直さなければならない事、始めなければならない事等、役員が代わって初めて迎える年度については大変な作業が待っています。消費税が上がり、法改正が多くある昨今だからこそ変えなければいけない事も沢山ありますので、しっかりと議論していただきたいと思えます。

また今後に向けては、どうしても避けて通れない会員会費の見直しも我々が考えて行かなければならない問題です。収入が会員会費でほぼ賄われる当会のような団体が事業を適正に行うには、皆様からの会費を適正に見直していく事は必須の問題です。適正な事業費や会の運営に関し予算を組んだ際に欠損が生じる事の無いよう、いつも真剣に収支バランスを見てはいますが、消費税の上昇に始まる各種物価の上昇等により避けられない事は考えられます。現段階で必要だとは断言できませんが、必要となった場合、理事会決議を経た後に総会でお諮りする際には必要でやった事とご理解を頂けますよう事前をお願いをしておきます。もちろん不要だと否決された際には、しっかりとそれを受け止め従前と変わらぬ予算内での会務運営を行います。それでも無理があれば再度総会に提出させていただき、ご理解を得られるよう努力を致します。現在役員は無報酬で会務を行っており、これまでの方は大変な努力をもって当たってこられました。今後この状態で役員をお引き受けいただける方がどれだけおいでかという点を私は心配しております。次の会長を育てる事が私の役目だとするならば、自己犠牲をもって会務を行える人を見つける事が役目なのか？と疑問を抱かざるを得ないのが実情であり、多少なりとも会員からの感謝を感じられる仕組みを作っていけると良いと思っています。今年もご協力をよろしくお願い致します。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

山下会長をはじめ、富山会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、全国各地で台風等による災害が相次いでおり、被災地では今も多くの方々が不便な生活を余儀なくされております。被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。一方で、令和時代の到来や天皇陛下のご即位、日本勢が初のベスト8に進出したラグビーワールドカップなどの明るい話題が日本を元気づけてくれました。

社労士を取り巻く状況に目を向けますと、働き方改革の進展や激変するデジタル社会の到来により、社労士をめぐる環境は著しく変化し、働くことに関する価値観が多様化しています。このような中で、私達社労士は、時代の変革に対応した業務を確立していかなければなりません。

このたび全国社会保険労務士会連合会の第6代会長を拝命し、社労士制度の次の50年に向けて新たな一歩を踏み出すという重責を担うこととなりました。

昨年9月の常任理事会及び理事会での議論を経て、新体制の大枠を固め、「デジタル化」、「働き方改革」、「大規模災害」に対応するための本部を設置し、連合会で検討した事項を迅速に都道府県会の会務運営に連結させるための基盤を整えました。デジタル化対応については、『月刊社労士』に各省庁のキーマンとの対談記事を連載し、デジタル化社会が及ぼす社労士業への影響について周知・啓発を図ります。働き方改革の推進につきましては、社労士会セミナーの開催等をはじめ地域の自治体、労働局、労使関係団体等との連携を通じ、地域に根差した中小企業の支援を進めてまいります。また、今後は労務管理が社労士業務の中心となっていくことを見据え、財務以外の監査、すなわち労務に関する監査業務について、実務面の体系構築を進めてまいります。更に、入管法改正に伴う外国人就労者の増加による新たな業務展開の可能性から、「グローバル化」事業にも着手しており、10月にはベルギーで開催された世界の社会保障機関を会員とする国際組織「国際社会保障協会」主催のフォーラムに参加し、本年4月から同協会への連合会の加盟が正式に認められました。今後は、グローバルな視点から、外国人就労者の処遇面だけでなく、文化や習慣の違いに配慮した就労環境の構築支援に取り組んでまいります。

そして、本年からは、社労士に求められる使命を手がかりに、新しい時代において社労士が社会からどのような役割を期待され、それに応える使命を担っているのかを明確にし、社労士の職域の広さと専門性の高さを社会へ広くアピールしていくため使命規定の創設など法的側面からの再定義を考えていきたいと思っております。また、持続可能な社労士制度の施策を検討するため、社労士業務をめぐる現状把握と分析をまとめた「社労士白書」の発行に着手します。

連合会は、主体となって積極的に情報を発信し、これからも都道府県会と連携し、会員の皆様とともに様々な施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

末筆になりましたが、本年が貴会と会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。



祝 辞

富山労働局長 佐藤 靖夫

明けましておめでとうございます。

令和2年の年頭にあたりまして、謹んで御挨拶を申し上げます。

富山県社会保険労務士会会員の皆様方におかれましては、日頃より富山労働局が推進する労働行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、富山県経済をみますと、個人消費は緩やかに回復し、生産は弱含みの傾向があるものの、本県の景気は緩やかに回復しております。雇用情勢は改善しておりますが、一方で、企業の人手不足感が高い水準となっております。本県はもとより日本全国において、急速に進展する少子高齢化が最大の課題となり、生産年齢人口が減少する中、令和の新時代を切り拓くためには、多様性への対応が重要であると考えています。若者もお年寄りも、女性や男性も、障害や難病のある方も、その多様性を認め合い、誰もがその個性を発揮して活躍し、存分に能力を発揮できる社会を創ることが必要です。

このような背景を踏まえ、一昨年6月に働き方改革関連法が可決成立し、昨年4月から年次有給休暇の年間5日取得や時間外労働の上限規制が順次施行されているところです。特に、本年4月からは中小企業において時間外労働の上限規制が施行され、また、大企業において同一労働同一賃金に関するルールが施行されるほか、令和3年4月から中小企業において当該ルールが施行されます。

このため、当局においては、これらの制度改正内容、ガイドライン等について、関係機関への訪問、説明会の開催などへ周知を行い、その円滑な施行を図っております。

特に、人手不足感が強まる中小企業等においては、一層の生産性向上による企業の変革を進めていくことが重要であるため、貴会に運営いただいております「働き方改革推進支援センター富山」との連携により、長時間労働の是正や同一労働同一賃金等の実現を図る各種助成金の活用をはじめとした中小企業等への支援を行っております。

一方、富山県の雇用情勢につきましては、昨年10月の有効求人倍率は1.86倍と平成29年6月から29ヶ月連続で1.8倍以上の高い水準にあり、正社員求人倍率も1.55倍と51か月連続で1倍を超えるなど、雇用情勢は着実に改善しております。

このような中、特に求人事業所に対する求人充足支援サービスの強化として、求人事業所を訪問して事業所の詳細な情報や魅力を掘り起し、事業所PRシートで魅力を発信して応募の可能性を高め、求人者と求職者が直接会えるミニ面接会を積極的に実施しております。

また、本年4月には大企業における労働保険・雇用保険の電子申請が義務化となることから、大企業を中心に今まで以上に電子申請に対する意識が高まることが想定されます。

社会保険労務士の皆様には、企業からの電子申請に関する相談や助言等電子申請率の向上にご協力をお願いいたします。

これらの各種施策の幅広い推進を図るためには、財政基盤となる労働保険の適正な適用徴収業務の運営も重要であり、このことを含めて社会・労働保険や労務管理の分野で豊富な知見を有する社会保険労務士の皆様の深い御理解と御協力が不可欠であります。

最後になりますが、労働行政に対する格別の御理解と、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御活躍、御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



元気な富山県の実現に向けて

富山県知事 石井 隆一

明けましておめでとうございます。令和2年の初春を皆様とともに寿ぎたいと存じます。

山下会長をはじめ富山県社会保険労務士会の皆様には、日頃から、労働者の福祉向上、労働行政の円滑な推進等に多大なご尽力をいただいております。心から敬意を表し、感謝申し上げます。

さて、最近の県内経済は緩やかに回復しており、本県の雇用情勢も有効求人倍率が全国トップクラスの水準を維持しています。一方で、少子高齢化・人口減少の進行による労働力人口の減少などから、中小企業を中心に人手不足感が強まっており、人材の確保が大きな課題となっています。

こうしたなか、県では、昨年、若者や女性、高齢者などの就業支援機関を集約した「富山県人材活躍推進センター」を設置し、ワンストップで求職者のニーズに沿った支援ができる体制を整備するなど、多様な人材の確保に努めています。

また、昨年4月から、働き方改革関連法が順次施行されており、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方ができる環境整備など「働き方改革」による魅力ある職場づくりがますます重要になってきています。

こうしたなか、県内企業の働き方改革を推進していくため、県では、関係団体の皆様とともに「とやま働き方改革行動宣言」を行い、県民や企業等への気運醸成を図る県民運動を展開するとともに、イクボスシンポジウムの開催など「イクボス企業同盟とやま」の実効性ある取組みの推進、課題が共通する業種毎の研修会への先進企業の派遣など、仕事と生活の調和を図る取組みを積極的に推進しています。富山県社会保険労務士会の皆様には、県内事業所に対する次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援にも大変ご尽力いただいております。改めて厚くお礼申しあげる次第です。

今後とも、県民の知恵と力を結集して、富山県の新しい未来を切り拓いてまいりたいと考えておりますので、皆様には、一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本年が富山県社会保険労務士会にとりましてさらなる飛躍の年となりますよう、また、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつといたします。

部会だより

総務・経理部

部長 大田 欣和



新体制がスタートし、今までの総務・経理部会としての活動は前回の「社労士とやま」にも書いていましたが、諸規程等の記載内容と実態との齟齬を埋めるために規程等の改定をいくつか行いました。予算の執行状況も今のところ順調といえると思います。今後も諸規程等の確認を進めるとともに予算の適正な執行に努めていきたいと思えます。さらに総務・経理部として会則及び諸規程等の実態との齟齬を埋めるだけでなく、提案的な変更案もいずれは理事会に諮れたらと思っております。

その他身近なことに関しても必要に応じて改廃をしていくことになると思います。その1つがす

でのお知らせしていますが、今年度からの会員名簿の各会員への配布中止です。配布は中止しますが、名簿の管理は引き続き事務局で行います。

会員の皆さんも最新の会則や諸規程等を全て見ることができるのは、ご存じでしょうか？ 県会ホームページの会員専用ページにログインしていただければ、会則及び諸規程集がありますので、お時間があるときにでもご確認ください。それで、何かありましたら私や総務・経理部員または事務局へお知らせください。皆様のご協力とご意見をお願い致します。

広報部

副部長 川向 誠



「いつの日か、間違いなく広報部のリーダー役が、私に廻って来る！」とは思っていましたが、突然その日がやってきました。広報部員として、長年勤めてはきましたが、心の準備も整っていない状態で、急にリーダー役が廻ってきてかなり慌てましたし、これから広報部はどこに向かっていけばいいのか？ 未だに迷っております。

10月発行の新聞広告の編集も最後までドタバタし、この社労士とやまの原稿も広報部員、県会事務局の皆さんのご協力でなんとか発行にこぎ付けることが出来、本当にありがとうございました。

今後、年2回発行の社労士とやまの内容も、少しずつ変えていきながら、会員の皆さんが参加し

やすくなるような構成に変えていきたいと考えております。

県会の開業、法人、勤務会員は、計300名を超え、様々な方々が集まった会になりました。私だけではないと思いますが、多くの会員の名前と顔が一致しない状態です。皆さんのもとに、ある日突然、原稿依頼が来るかもしれませんが、難しく考えずに気軽に自然体で書いて頂けたらと思っております。この社労士とやまという広報誌が、会員間の橋渡しの一役を担えることを願うばかりです。

業務部

部長 三可 剛史



業務部では昨年5月10日の連合会伝達研修を皮切りに、5月28日30日の算定・年度更新研修、9月6日の電子申請研修、12月13日の医療労務研修を行いました。

9月の電子申請研修は、単に電子申請をやりましょうと勧めるだけでなく、今後の社労士業務や政府の方針（デジタルガバメント）なども踏まえて、これからの社労士業を考えるきっかけになればと思い開催しました。

今後の予定として、比較的入会年度が浅い会員や事務所職員向けに、手続業務の基本を学ぶ

研修を行えないかと、関係各所と打ち合わせをしています。

また、時代に即した研修として業務の効率化に関する研修も企画しています。

業務部員一同、会員の業務に直結する研修を行いたいと考えています。「こんな研修を受けたい」「〇〇について知りたい」等、会員の皆さんの希望があれば精一杯応えていきたいと思えます。皆様のご協力宜しくお願いします。

研修部

部長 中川 浩一



研修部ではこれまでに、昨年6月20日（木）に第1回必須研修、10月10日（木）に第2回必須研修、9月7日（土）に新規入会者研修を行いました。

第1回必須研修は「働き方改革対応3つのポイント」と題して（株）リーガルステーション代表 岩崎仁弥氏を講師としてお招きいたしました。

第2回必須研修は「同一価値労働、同一賃金をめぐる議論の混迷と今後の見通し」と題して 静岡大学 人文社会科学部 法学科 准教授 本庄 淳志氏を講師としてお招きし、講演していただきました。

新規入会者研修では例年行っている方法、内容で行いました新規入会者会員の方々に社労士としての倫理観、役割や活動内容等についての説明、事例への取り組み方をワークショップ形式で行いました。

今後の予定としては、2月15日（土）に倫理研修、2月27日（木）に近畿大学の三柴文典

氏をお招きして職員の安全と健康に関して講演していただく予定となっております。

今年度は、働き方改革に関する研修を前半2回行いました。働き方改革元年ということで皆さんの関心が高かったのか、非常に多くの方に出席していただきありがとうございました。ただ多くの方が出席していただいた関係で、一部の方には駐車場に関してご迷惑をおかけしたかと思われま。やむを得ないこともあるかもしれませんが、改善出来る点があれば次年度は実行したいと思っております。

事業部

部長 山中 隆善



本年度受託している5事業の活動も残すところ3か月と大詰めを迎えました。毎回の打合せ会により事業推進の方向性や目標などを討議して進めています。

働き方改革支援センター事業は、セミナー年間48回や出張窓口への派遣年間100回、個別企業への出張相談年間200回など厳しい数値目標を課されています。達成に向けセンター長・推進員の皆さんが大変なご苦勞をされた結果、セミナーと出張窓口への派遣が目標到達となりました。残る目標は個別支援の件数を増やすことです。女性活躍支援事業や医療労務管理支援事業

では、女活法の行動計画策定義務や、医師の時間外労働規制の施行時期が数年先であり、対象事業主の理解を如何に得るかが大きな課題です。また、仕事と子育て事業や介護キャリアパス事業の対象事業所は、これまで多年に渡り勸奨に応じなかった強者が並んでおり、一筋縄では推進出来ません。

このように各事業とも推進員の皆さんが苦心して活動しておられます。推進員の方が会員の皆様の顧問事業所に訪問した際には、是非ご協力のほどお願い申し上げます。

富山県社会保険労務士会 ホームページをバージョンアップ中!!

会員のみなさまへ

会員専用のページの行事予定をご確認の上各自のスケジュール調整にご活用下さい。

(ホームページへのご意見・ご要望は
広報部までどうぞ)



委員会だより

綱紀委員会

委員長 中野 清康



今年度はこれまでのところ綱紀委員会を開く事案はありませんでした。

過去の懲戒処分の内容を見ていくと、お金を横領する事件などは言語道断として、虚偽の書類を作成し提出したり、情報化社会の特徴を悪用し、インターネットやホームページを利用して、世間のひんしゆくを買うような自己主張や利益誘導など社労士でなくても非難される案件があります。

最近は特に情報管理が重要になっています。

「情報」には常に相手方（対象者）が居ることを忘れずに、自己中心の考えではなく、その影響や効果などを推し量るぐらいの気持ちを持った方がよいと思います。

複雑な世の中になってきている現代社会だから難しい問題ばかりですが、要は「気くばり」を少し持って対処すればよいと思うのです。

業務監察委員会

委員長 山村 隆



業務監察委員会は、社会保険労務士の適正な業務の推進を図り、健全な発展を期すために設置され、社会保険労務士法で定める類似名称の使用制限違反、業務制限違反、社会保険労務士に係る不適切と認める事案等の行為が確認された場合、会長の諮問に応じて調査、審議、答申を行うことになっております。

現在までのところ、特に会長の諮問があったわけではありませんが、10月2日に第1回委員会を開催致しました。業務監察委員会の役割、社会保

険労務士の独占業務、「提出代行」「事務代理」、隣接他士業との関係、事例研究などについて研修を行いました。

次回委員会は、未定ではありますが調査、審議、答申をどのように進めるか等について検討していきたいと思います。

会員の皆様におかれましては、違反行為をみつけられた場合、県会事務局へ通報いただく等、ご協力をお願いいたします。

苦情処理委員会

委員長 嶋 正弘



本委員会は、「会員の苦情などに関し、これを円満に解決することにより会員の公正な身分を確保するとともに、会員の生活向上に寄与する」ために設置され、対象事項として、①会務に関する事項、②業務に関する事項、③その他必要と認められた事項が定められています。

幸いなことに今のところ、当委員会を開催しなければならぬ申し立てはありません。

しかし、昨年施行された働き方改革関連法等、我々社労士に求められる資質も日々高度化・多様化しています。それに積極的に対応し、会員一人ひとりの責任ある行動により今後とも当委員会が必要とされないことを期待しています。

総合労働相談所

総合労働相談所では本年も昨年と同様に、事務局内での電話相談および予約による面談の労働相談をはじめ、富山・高岡・魚津の各市役所における月に1度の出張労働相談会を行っております。

また10月には高岡イオン、11月にはアピア富山店にて年金相談センター、成年後見センターと合同で総合相談会を開催し、更に11月23日には初めての試みとなる司法書士会との合同労働相談会を企画しました。

昨年10月末での相談件数は115件となり、前年比ではほぼ横ばいとなっています。

所長 湊 恒成



相談内容としては、退職・解雇に関する相談、社会保険制度に関する相談、ハラスメントに関する相談が目につきます。

市役所の労働相談は富山市役所および高岡市役所の相談に関しては堅調に推移しており、相談員の方にも活躍いただける機会が多くなっていますが、魚津市役所については、周知に今しばらく時間がかかる印象があります。

最後に、相談員の皆様には日ごろの相談所の活動にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

労働紛争解決センター

今年度は現時点であっせんの申立てはありません。あっせん制度について説明する機会は数回ありましたが、実際に申立てに至るような状況にはありません。今後も引き続き社労士会労働紛争解決センター富山の周知を行っていく予定ですが、他機関において同様の制度がある中、当センターの特徴を打ち出し効果的なPRができないか模索中です。当センターでのあっせんは原則1回となっていますが、過去には2回行うことで解決できた事案があり、そういった実績があることもPRしていきたいと思っております。

さて、昨年12月に当センターと総合労働相談所合同研修会を開催しました。

第一部は中央労働委員会総務課長の寺山洋一氏をお招きし、同一労働同一賃金に係る法令及び判例について、ポイントを絞り大変分かりやすく解説いただきました。社労士として顧問先にアドバイスする際のヒントが数多く含まれていたと思

センター長 大浦 靖子



います。

第二部は富山労働局雇用環境・均等室労働紛争調整官の元井幸樹氏から、労働局での個別労働紛争解決手続きについて、制度内容及び事例を紹介いただき、個別労働紛争解決制度を再確認することができました。

今後も紛争解決や紛争未然防止に役立つ研修を企画したいと思っておりますので、会員の皆様からご意見をいただければありがたいです。



年金相談センター

年金相談センターの活動として、まず7月27日（土）午後1時30分からサンフォルテで、（株）服部年金企画 代表取締役社長の伊東勝己先生をお招きして恒例の年金特別研修会を開催しました。研修会は伊東先生が執筆された「～年金実務家のための～ 民法改正早わかり」をテキストとして使用し進められ、「時効の援用」の考え方等、非常に興味深い内容でした。

また、障害年金等無料相談会を6月26日に富山市民病院で、7月24日に富山大学附属病院で開催し、10月25日に富山県リハビリテーション病院・子供支援センターで、11月6日には高岡市民病院で開催しました。それぞれの病院でたくさんの方が相談に見えられ、障害年金の周知が少し

センター長 中島 幸治



ずつ浸透してきたと感じました。今後は、令和2年2月頃に富山県リハビリテーション病院・子供支援センターで今年度最後の障害年金等無料相談会を開催する予定ですので、見学からでも可能ですから障害年金に興味がある方は是非参加してください。

これ以外にもゆうちょ銀行での年金相談を行っており、今年度はゆうちょ銀行職員対象の年金研修会への講師派遣依頼が中心となっています。

年金相談員登録も毎年受け付けていますので、興味のある方は社労士会事務局へ申し出てください。今後も同様の活動を続けていきますので、皆さんの参加をお待ちしております。

街角の年金相談センター富山

センター長 飯田 栄司



「街角の年金相談センター富山」は、平成22年1月の開設から早10年を経過しました。

この間、年金個人情報流出などの事件もありましたが、被用者年金一元化や受給資格期間の短縮などの大きな制度改正もありました。

当「街角の年金相談センター富山」も当初の富山駅北アーバンプレイスから平成24年より現在のアピアショッピングセンター内へ移転しました。

相談に当たる職員や業務委託社労士は、大半は新たに加わった顔ぶれとなりましたが、お客様対応業務システム（相談事跡）や個人番号を利用した情報連携も開始され、相談体制にも変化がありました。

相談業務には、制度に対する理解は元より、お客様とのコミュニケーション能力や各システムを駆使するPC能力も問われます。現在窓口相談業務にあたっている職員・業務委託社労士は、数々の経験を経て高い能力水準を保持しています。

現在、日本年金機構では、お客様のご都合に合わせてスムーズにご相談いただくため、また、相談内容に合わせて事前に準備のうね丁寧に対応するため「予約相談」をご利用いただいています。当センターにおいても、待ち時間なく、スムーズに対応できる「予約相談」を原則としています。

今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

教育マネジメント委員会

委員長 大浦 靖子



教育マネジメント委員会の地道な活動が功を奏してか、講座の依頼が年々増加しています。今年度は既に24校（中学校18校、高校2校、専門学校4校）で講座を実施しました。今後も数校で講座を実施予定ですので、昨年度実施した24校を超えると考えています。

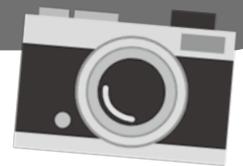
年々依頼数が増えていることの要因として、①先生の口コミにより新規の申込みをいただけていること、②新たな講座を企画しDMにてPRしていること、③アンケート内容を参考に講座内容をブラッシュアップしていること、④事前打合せにより要望にあった講座を実施することなどが考えられます。

講座実施後に先生からいただいたアンケートには「外部からの講師が話すことで、教員が話すより効果を感じられる」、「法律に基づいた労働条件について学ぶ貴重な機会となった」という感想が見られ、社労士が学校教育の場でワークルール（マナーも含め）を伝えていくことは、将来、若者が幸せな職業生活を送るための一助になるという手ごたえを感じます。このような先生や生徒、学生からの声を励みに頑張っ活動が続けています。

表紙写真を募集します！

「社労士とやま」の表紙を飾る写真を、会員の皆様から募集したいと思います。「社労士とやま」は会員向けが前提なので、“プロ級”の腕や高価なカメラは不要です。ただし、県外の社労士会にも配布されることから、富山県内の風景や催しを対象とした写真を優先しています。「一度でいいから載せてほしい」

「私の腕を皆さんに評価してもらいたい」「会員の〇〇さん、いろいろな写真展で入選しているらしいよ」等、自薦他薦を問わず、遠慮なく広報部または事務局までご一報いただければうれしく思います。



支部だより

富山支部

支部長 中川 浩一



富山支部では、昨年10月28日(月)に第2回理事会を開催いたしました。

前回の広報でお伝えいたしましたが、会員から支部への相互における連絡方法等についての見直しについて協議いたしました。メーリングソフトの導入等具体的な話までには至らず、継続協議となりましたが、まずは今現在メールでの連絡方法について了承していただいている会員については、今のメーリングシステムを活用して郵送ではなくメールを通じての連絡を行う予定にしております。

また今後の活動といたしましては、セミナーを令和2年1月18日(土)に「4スタンス理論」(正しい身体の動かし方は4つある)のトレーナー守山哲郎氏(2016年ベンチプレス世界チャンピオン)を講師に招き、生活に役立つ身体理論について講演していただく予定です。なにげない日々の生活が楽に活動できるようになるかもしれません。講演終了後は新年懇親会も予定しております。富山支部の皆様方には、是非ご参加いただければと思っております。

高岡支部

支部長 中野 清康



高岡支部では令和元年10月16日に支部役員会を開いて、令和2年の年明けの時期に行う会員交流会と懇親会の計画を協議し、決めました。

その内容は、2月8日(土)にボウリング大会(会場：マンボウ)を行い、その後で近くの居酒屋に移動して懇親会を開く予定です。

冬のこの時期に寒さに負けないように、少しでも身体を動かした方がよいのではないかと健康志向を重視したプランです。参加費の個人負担もお願いしなくてはなりません。支部会員のたくさんの皆様の参加をお待ちしています。

もちろん懇親会のみのお出席も大歓迎です。

ちなみに、両会場ともあいの風とやま鉄道の高岡やぶなみ駅から歩いて数分の近距離となっています。

魚津支部

支部長 山中 隆善



新年あけましておめでとうございます。

魚津支部では12月6日(金)に支部研修会、懇親会を行いました。テーマについては支部三役で話し合ってきた結果、働き方改革関連法案、特に同一労働同一賃金についてより理解を深めたいとの意見があり、雇用環境均等室の講義のあと、日常業務での対処等を話し合うグループワークを実施しております。

また、5月14日(木)には、令和2年度通常総会をスカイホテル魚津にて開催いたしますので、魚津支部の皆様方には是非ご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。引き続き支部活動の運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。

砺波支部

支部長 三可 剛史



新年明けましておめでとうございます。

砺波支部では本年度3回の支部研修を行いました。昨年9月19日に日本年金機構砺波年金事務所から講師をお招きして年金生活者支援給付金制度等について学びました。10月28日には砺波公共職業安定所から講師をお招きしてハローワーク新システム等について講義をいただき、11月22日には砺波労働基準監督署から講師をお招きして36協定新書式や外国人雇用のポイント等を学びました。

いずれの研修も質疑応答で、なかなか聞けないような「ここだけの話」もあり、改めて支部研修の良さを感じることができました。

今年も引き続き支部活動にご理解、ご協力宜しくお願いします。

富山S R経営労務センター

ごあいさつ

会長 前多 悟



あけましておめでとうございます。

「時に、初春の令月にして、気淑く風和ぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫す」・・・素晴らしい（令）そして平和な時代（和）、はじめての新しい年明け。本年もよろしく願いいたします。

昨年、三重県伊勢市において、第27回中部地区S R経営労務センター連絡協議会（中地協）が開催され出席してまいりました。中部七県8経営労務S Rセンター（愛知県は2センター）のそれぞれの現状と課題、そして今後の経営労務S Rセンター運営について協議、意見交換を行い、有意義な意見及び情報を得ることができました。次回第28回（令和3年）は当富山S R経営労務センターが中地協加入後初めての当番県となるため、中川副会長、森本事務局長にも参加いただき、その雰囲気を感じてもらいました。

さて、平成20年4月にスタートした当S R経営労務センターも、当初、会員社労士78人（内事業所を委託している社労士49人）で、49委託事業主から始まり、昨年10月では会員社労士も125人（内事業所を委託している社労士68人）339委託事業主と委託事業主契約は約7倍にまで増加しました。また、同じく10月現在での特別加入の事業所数も363件（483人）で約10倍となり、一人親方数は260人、約4倍に増加しました。10年余りでこのように成長できたのもひとえに会員社労士のみなさんの強力なご支援のお蔭と感謝しております。中地協の中ではもっとも後発のS R経営労務センターではありますが、まだまだ伸びしろはあると思っております。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

いよいよ本格化する働き方改革は、令和の時代においてさらに進み、人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、さらなるデジタル化の進化等々により中小企業事業主や一人親方の環境も、平成時代のポケベルからスマホに変わった以上に大きく変わるものと思われまます。社会環境や労働環境の変化に対応すべく、本年も情報収集と有意義な研修を行うことにより会員のみなさんを側面から支えたく考えております。どうか本年も、会員増強と労働保険事務に対し一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆さまのご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

(一社) 社労士成年後見センター富山

(一社) 社労士成年後見センター富山の 活動について

理事長 明野 孝史



あけましておめでとうございます。

平成25年11月に(一社)社労士成年後見センター富山が設立してから約6年が経過しました。富山県社会保険労務士会及び会員の皆様には、当センターの運営に対しご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢社会が進んでおり成年後見の必要性が高まっているなか、当社団法人においては、富山家庭裁判所、同高岡支部、同魚津支部ほか市町村、病院、個人からの依頼により、これまでに成年後見、保佐、補助、未成年後見で48人の方の受任をしております。現在、38人の方について当センターの会員15人が成年後見等の事務を担当していただいています。そして、今後も引き続き成年後見制度を利用する方々が増えてくることが予想され、家庭裁判所等からも成年後見等の事務の依頼が増えると思われる。

そうしたなか、これまでに行ってきた事務のうち、特に思い出深い出来事を紹介します。

1. 特別代理人を選任した事例

当法人が成年後見人として受任した母親と長男の父親が亡くなり、その父親の財産を相続する必要が生じました。相続するためには、母親と長男の両者の成年後見人となっていたために一方に特別代理人を選任しなければなりません。特別代理人の選任を家庭裁判所に申立することから始まります。その後、父親の財産を確定し、財産目録及び遺産分割協議書作成した後に登記の手続きを行います。父親の財産を確定するため奔走された事務の担当者、財産目録や遺産分割書を作成された協力者、また特別代理人を快く受けていただいた方に心からお礼申し上げます。法人で受任していたからできる関係プレイでした。

2. 消滅時効の援用を行った事例

ある日突然、債権引受会社から特別養護老人ホームで生活している生活保護受給の成年被後見人(以下、本人)宛てに本人債務100万以上の請求書が届きました。本人に確認したところ、むかし消費者金融から借金し、返済していないということでした。そこで、法テラスに相談し弁護士を紹介してもらい、その弁護士に消滅時効の援用を行ってもらいました。債権引受会社からは今後請求しないという書面をもらいました。なお、生活保護受給者の弁護士費用は、国の助成金制度により無料ということでした。これは、本当に事務担当者のお手柄です。残念なことは、消滅時効の援用を行ったことを本人に伝えても理解できなかったのか、「ふ〜ん」という返事だったということでした。

このほかにもたくさんのお事例を紹介したいのですが、紙面の関係で、次回以降で紹介させていただきます。

今では、「社労士成年後見センターなかなかやるね〜。」と家庭裁判所も当センターの行ってきた事務を褒めてくれています。これも、事務を担当されている会員の皆様が真摯に成年被後見人等に向き合い、適切な対応をされているからだと思います。この場をお借りして感謝申し上げます。

そして、社会保険労務士が社会貢献する場でもある社労士成年後見センター富山に富山県社会保険労務士会及び会員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

研修会&相談会&各種活動報告

■ 第2回業務研修会（業務部主催）

加藤 月江

業務部主催の「第2回業務研修会」が、5月28日に自治労とやま会館、5月30日に高岡エクールにて行われました。研修内容は、毎年この時期に実務研修として行われているもので、「労働保険年度更新について」および「算定基礎届作成の留意点について」です。

労働保険年度更新については、富山会場・高岡会場ともに、富山労働局徴収室 労働保険適用指導官 佐竹俊一氏に講義いただき、算定基礎届については、富山会場は、魚津年金事務所 厚生年金適用調査課課長 萩原清司氏、高岡会場は砺波年金事務所 厚生年金適用調査課主任 道家英

生氏より丁寧なご説明がありました。

平成31年度より特に変わった点として、年度更新については、一括有期事業の事務手続きの一部不要について説明があり、一括有期事業開始届の廃止、一括有期事業の地域要件の廃止など、手続きの簡素化により事務負担が軽減されることとなり、大変ありがたい限りです。

本研修会は、毎年必ず行われる労働保険、社会保険の業務を確実に遂行するためにも、大変有意義な時間となりました。



■ 第3回業務研修（社労士業務と電子申請）

長田 洋一

社労士業務と電子申請をテーマとした第3回業務研修が令和元年9月6日、富山県市町村会館にて開催されました。講師としてお招きしたのは、全国社会保険労務士会連合会（IT情報セキュリティ委員会電子政府部会長）の立岩優征氏、株式会社セルズ（代表取締役）の加藤雅也氏および株式会社エフアンドエム（オフィスステーション事業本部長）の渡辺尚人氏の3名です。

第1部は、加藤氏と渡辺氏に、自己紹介と社労士業務ソフトの電子申請デモを含めてご紹介をいただき、各社業務ソフトの特長を分かりやすくご説明いただきました。また、別途、受付横スペースにて各社ブースでの体験デモもありました。

第2部では、立岩氏にご登壇いただき、「デジタルガバメント構想で社労士業務はどう変わる？ これからの社労士業務と電子申請について」と題して、政府のデジタル化推進施策について俯瞰的にご講演いただきました。また、それに伴う社労士業務の電子化対応ステップについてもご説明いただきました。

さらに第3部では、当会の板谷聡副会長にもご

参加いただき、4名にてパネルディスカッションを行いました（ファシリテーターは三可業務部長）。ディスカッションでは手続き業務の電子化・省力化による今後のあるべき社労士業務の姿など、事例を踏まえて活発な議論がなされました。

働き方改革関連法が順次施行されていく中で、私たち社労士も働き方改革を自ら進めていく必要があるのではないかと思います。そういった状況の中で、大変有意義な研修だったと思います。



■ 第1回必須研修報告 (研修部主催)

片境 一暁

令和1年6月20日(木) 13時~17時
富山県市町村会館

研修部では年3回必須研修を開催します。
私は平成29年から2年間研修部員としてお世話になりましたが、令和元年もお声掛け頂き、3年目となります。

年度初めの研修部会では、テーマや講師をどうするかについて議論しました。6月の講師はゆっくり選定している時間がなかったのですが、どこよりも早く改正法情報を伝えて下さる岩崎仁弥(いわさききみや)先生を招くことができました。

令和元年6月20日(木)富山県市町村会館にて第1回必須研修「働き方改革対応3つのポイント」が行われました。労働基準法改正を中心に、

年次有給休暇の時季指定5日にかからめて、元々昭和22年に労働基準法制定の過程では、バカンス目的の連続した休暇を想定していたが、実際には戦後の焼け野原でバカンスに行くところもない中、1日単位でも取れるようにして労働基準法が施行されたというお話など、時代背景から説き起こす納得させる語り口で説明いただきました。時季の季が期間の期ではなく、季節の季なのはバカンスを想定していたからなのか、と私も納得させられました。



研修部では情報を仕入れに県外出張できない会員もいることを念頭に、今後も研修を充実させていきます。

■ 新規入会者研修報告 (研修部主催)

河 靖子

令和元年9月7日(土)富山県民会館にて、12名の新規入会者の参加により新規入会者研修を行いました。研修は、10時から17時まで。噂によると、県会からお弁当が出る唯一の研修です。

午前の研修は、山下会長及び板谷副会長から「社労士制度の沿革、法改正、職業倫理」「社労士のおもな業務」についてお話いただき、その後、政連会長、SRセンター副会長、成年後見センター理事長及び研修部長から、各関係機関及び電子申請についてご紹介いただきました。午後には、ワークショップを行いました。新規入会者はグループに分かれ、社労士業務に関する設問に取り組みます。この設問は、歴代研修部から引き継がれ、今年さらに練り上げました。会社からの無茶振り設問もあるなかで、各グループには社労士としてどう対応するかを考

え発表していただきました。

また、今年も、質問シートにより、開業等に関する質問を受け付けました。

研修後半には、研修部員から設問の詳細な解説を、先輩社労士から体験談を、県会役員・研修部員から質問シートの回答をそれぞれの経験を交えながらお話ししました。

新規入会者のみなさんは、さまざまな不安を抱えていると思いますが、この研修で多少でも解消できたらと願います。

研修終了後は、希望者を対象とした懇親会を開催し、多くの方に出席いただきました。ありがとうございました。



■ 研修報告第2回必須研修（研修部主催）

初道 勝治

10月10日、市町村会館で、令和元年度第2回必修研修会を開催しました。

はじめに、「プロフェッショナル人材確保事業」について、富山県の人材紹介関係窓口を自遊館に集約化して再編された、県人材活躍推進センターの久金コーディネーターから事業概要や実績の説明がありました。

続いて、「同一価値労働、同一賃金をめぐる議論の混迷と今後の見通し～人手不足のなかでの人事管理の見直しに向けて～」と題して、ご講演がありました。講師の静岡大学の本庄淳志先生は、専門が労働法で数年前に県会の宿泊研修においていただいた神戸大学の内内伸哉先生とは師弟の間柄です。

働き方改革関連法のうち、「同一労働同一賃金」に関する法改正が令和2年4月（中小企業では一年遅れ）に施行されることもあり、大変関心のあるテーマです。講演では、最高裁2判決以降の下級審での裁判例の蓄積を踏まえ、データ等を交え、分かりやすく分析し解説していただきました。

手当等待遇の中には、時間外や賞与、退職金等へ跳ね返らないよう創られ、そもそも説明が困難なものもあります。特に「0:100」となっているものがあれば、慎重な検討が必要なこと、部分的にも支給できないか、1～99の範囲内では企業の裁量の余地があると感じました。



■ 出前講座

中島 幸治

富山市社会福祉協議会 大沢野北部地区上二杉支部から出前講座の依頼があり、7月14日に上二杉会館で「～年金のあれこれ～」というテーマで講座を開催しました。

上二杉支部では、毎年この時期にいろいろな講座を開催しておられるのですが、これまでは子供さんや高齢者対象のものばかりで、中間層を対象としたものがなかったので、今回富山県社会保険労務士会の出前講座へ申し込まれたとのことでした。

参加された方は、ほとんどの方が60歳前後で年金を受給され始めてばかりの方やこれから年

金受給開始年齢に達する方でした。事前に担当の方から、参加される方の年齢構成等をお聞きしていましたので、年金受給開始年齢、在職老齢年金、繰り上げ・繰り下げ、そして退職後の手続等を中心に講座を進めました。

今回は、私と年代が近い方がほとんどでしたので、話も進めやすく共感も得られたと思います。また、社会保険労務士制度への理解も得られたと思います。



■年金相談会活動報告（年金相談センター主催）

市堰 豊

令和元年7月24日(水)、富山大学付属病院にて障害年金相談会を実施しました。28件の相談があり、近年の中では多い来訪者数でした。

一例を上げますと、精神障害による障害厚生年金2級を受給している方が、末期の膵臓癌（膵臓と骨にも転移）に罹患していて今後どうしたら良いかというかなり深刻な相談がありました。



若年者の方の相談は精神障害の相談が多く、年配の方の相談は年齢要件により障害年金の対象外であるものが多かったです。

また、複数の医療担当者からの相談があり、医学上と年金法上の判断の違い（症状固定、相当因果関係）についての相談がありました。

障害年金相談は、回を重ねるごとに内容が複雑化、高度化していることをひしひしと感じた次第です。

最後に、障害年金相談員募集しています。見学のみも可能です。一緒に障害年金相談をしませんか？



石黒 永泰

令和元年10月25日(金)富山県リハビリテーション病院において、障害年金無料相談会が行われました。

当日は、3か所のブースを設営し、7名の社労士会員が相談員として参加いたしました。

外はあいにくの雨模様となりましたが、気軽に相談していただけるように明るい雰囲気を作ってお待ちしていたところ、11組の方からご相談を受け、各々適切に丁寧に対応いたしました。

ご存知のように、障害年金

は複雑なケースも多く、ご本人様が何から手を付ければ良いのか分からず、自ら行動に移せない方もいらっしゃいます。

また、以前に相談はしていたが、状況の変化等により、思うとおりに進展せず行き詰ってしまった方もいらっしゃいます。

その様な方々が、「確実な第一歩を踏み出せるように、また再び確実な第二・第三步としての歩みを再開するきっかけとなれば」との思いをこめて各相談員の方は向き合いました。

病院の開放されたスペースという事で、あまり重苦しい雰囲気ではなく、軽い気持ちで「せっかくだから相談してみようか」との流れで相談会は進めることが出来たと思います。

今後も障害年金の無料相談会は続きます。

相談会を通して、障害を抱え悩みお困りの方やご家族の方に寄り添い、解決の糸口を見つけれればと考えています。



■ 労働相談会活動報告

総合労働相談所長 湊 恒成

本年度も社会保険労務士制度および業務内容を広く社会に知っていただく活動の一環として、総合労働相談所、年金相談センター、成年後見センターが合同で総合相談会を開催いたしました。

集客の多い会場での開催を検討し、10月27日にイオンモール高岡、11月10日にアピア富山店で開催が実現しました。

富山会場に関しては、例年は集客の多いファボーレにて開催しておりましたが、増床工事後ということもあり、本年度はアピア富山店で開催となりました。

10月27日は富山マラソンと日程が重なり、また富山会場については会場規模が昨年と比べ小さくなったため、集客に不安もありましたが、どちらの会場も多数の来場がありました。



どちらの会場も年金に関する相談が中心となり、成年後見に関する相談も目に付きました。

来年度以降も、社会保険労務士制度の更なる広報活動に資する相談会になるように工夫を重ねながら身のある催しにしていければと感じました。

■ 総合相談会に参加して

年金相談員 山口 広子

令和元年10月27日(日)にイオンモール高岡で、11月10日(日)にアピアショッピングセンターにて、富山県社会保険労務士会主催の総合相談会が開催されました。

年金部門の相談箇所では、在職老齢年金の制度をはじめとして、障害年金、遺族年金、年金生活者支援給付金、健康保険の被扶養者の認定基準、

傷病手当金を受けるための条件等、多くの相談をいただきました。

「相談してよかった」、「制度がよくわかった」等と、笑顔で帰っていかれる様子を見て、ほっとし、お役に立っている事を実感しました。

日々変化する年金制度に適切に対応できるよう、これからも研鑽を重ねていきたいと思えます。

労働相談員 堀田 智奈子

令和元年11月10日(日)にアピア富山店で開催された総合相談会に労働相談員として参加しました。

一昨年にアルプラザ小杉店で開催された総合相談会に参加して以来、2回目の参加になりました。

当日は天気もよく、また会場がアピア富山店ということもあって、どちらかといえば年配の買い物客が多く、年金に関する相談が非常に多かったように思います。

日ごろ、顧問先の経営者や労働者の労働相談等にかかわる際は、一人での対応になるため、先輩

の社労士の皆さんがどのように相談業務を行っているのかについては、なかなか目にする機会がないのですが、当日はたくさんの相談があり、諸先生方の対応ぶりを実際に目にすることもでき、大変勉強になり、素晴らしい機会になったと感じています。



来年度以降も自分自身の研鑽と、社会保険労務士が広く社会に貢献できるように、微力ながら活動に貢献していきたいと思えます。

総合相談会



あなたの疑問に
社会保険労務士がお答えします！
無料相談会
ちょっと聞いてみませんか？

年金

- 年金はいつ請求するの？
- 年金の繰上げ・繰り下げとは？
- 退職したらどうなるの？
- 加給年金って何？
- 働くとも年金は減ってしまうの？
- 年金受給の条件は？
- 障害年金の手続きはどうすればいいの？

職場のトラブル

- いじめ、嫌がらせ
- これってパワハラ・セクハラ？
- 退職の手続きは？
- 残業代の計算って？
- 長時間労働に困っている…
- 解雇・雇止めの問題…
- パートにボーナスはない？
- これって労災？

健康保険

- 医療費が高額になったら？
- 扶養家族になる条件は？
- 退職後の手続きには何が必要？

成年後見

- 高齢で判断能力が不十分になったら？
- 財産管理が心配だけど？

第1回
令和1年10月27日(日)
日時 午前10時～午後3時
会場 イオンモール高岡2階 ABCマート前 (高岡市下伏間江383番地)

第2回
令和1年11月10日(日)
日時 午前10時～午後3時
会場 アピアショッピングセンター1階 中央催事場 (富山市稲荷元町2丁目11-1)

主催 富山県社会保険労務士会
※成年後見制度のご相談は、(一社)社労士稲荷元町センター富山の会員が対応致します

「この相談会は、どこで知りましたか？」

- 駅構内のポスター (あいの風とやま鉄道 (富山駅・高岡駅)、富山地铁 富山駅)
- 富山県社会保険労務士会のホームページ
- 北日本新聞朝刊 (10月18日) の広告
- 通りすがり
- 案内放送
- 相談会のチラシ 市役所 (富山、高岡、射水) 富山労働局、監督署 (富山、高岡、魚津、砺波) ハローワーク (富山、高岡、魚津、滑川、米見、砺波) 年金事務所 (富山、高岡、魚津、砺波)
- その他 ()

「この相談会の満足度は？」 (○をつけてください)

① 非常に満足、② 満足、③ 普通、④ ちょっと不満、⑤ 非常に不満
感想があれば ()

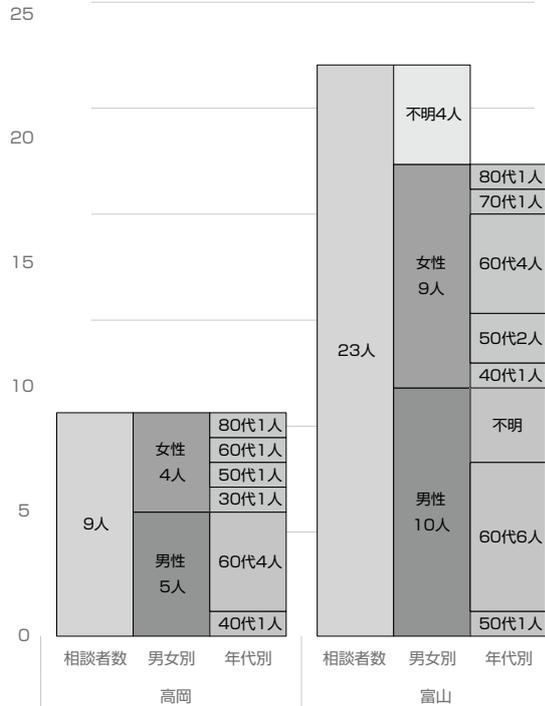
「相談会の開催場所について」

A: 同じ場所が良い B: 違う場所が良い
Bを選ばれた場合、どこが行きやすいですか？
()

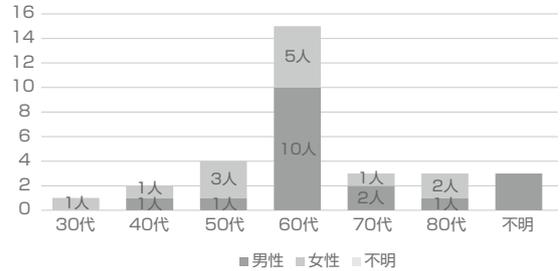
最後に、社会保険労務士(会)に期待されることがあれば？
ご自由に ()

令和元年度 無料相談会【相談者アンケート集計】

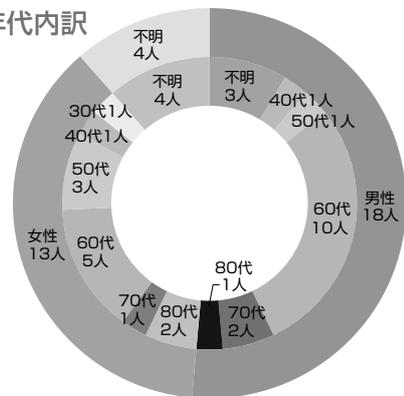
会場別相談者内訳



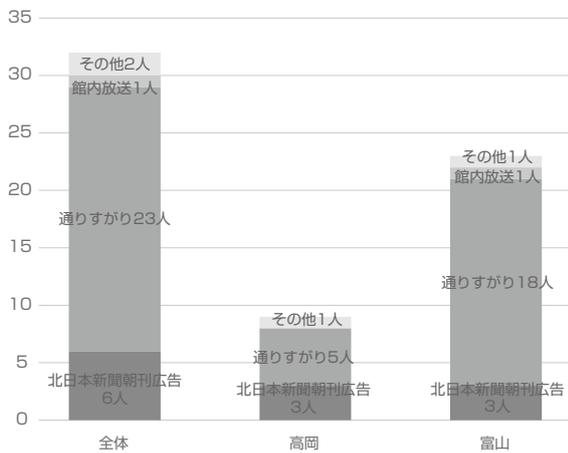
相談者数(年代別)



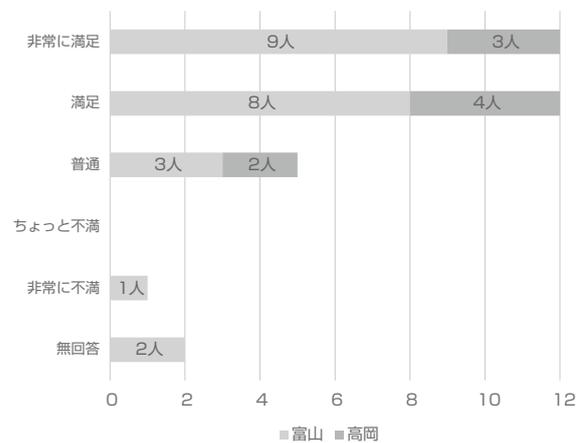
男女別年代内訳



来場のきっかけ

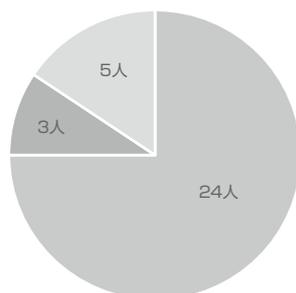


相談会の満足度



相談会開催場所について

- 同じ場所が良い
- 違う場所が良い
- 無回答



【違う場所が良いと回答された方のご意見】

- イオンホール
- 人目に付きにくい場所(少し恥ずかしい)

■ワークルール講座報告 (教育マネジメント委員会主催)

内野 仁作



平成31年2月18日、富山短期大学食物栄養学科で「求人票の読み解き方セミナー」を行い、令和元年8月25日、富山歯科総合学院でも「求人票の読み解き方セミナー」を行いました。その間に、中学校7校で「14歳の挑戦マナーアップ講座」を行っています。

記憶力減退が著しい自分が何故覚えているのか？

理由は、講座終了後に各学校からアンケートを貰っているからです。そのアンケートを見ると、その時の講座の状況や場面が脳裏に蘇ります。また、講座は時折ビデオ撮影していますが、そのDVDを見るには勇気が必要な為、DVDを貰ってかなり時間が経ってから見ています。いつの日か、今が懐かしくなった時にゆっくり見ようと思います。当委員会に所属して2年程が経過しましたが、講座を通じて実に多くの事を学ばせて貰ったと思います。

と、先程から回顧録のような話をしていますが、目下ある高校から、ワークルール講座実施時期等の連絡を待ちます。実はその高校の担当の先生から重い課題を貰っています。その答えが見付らなくて、焦りを乗り越えて、ケセラセラの心境になりつつあります。聴講してくれる学生達の将来の為にも、課題の答えを捜し求め、ワークルール講座に向けて頑張ります。



副委員長 友澤 景子



昨年9月17日に富山市立杉原中学校で「社会に学ぶ、14歳の挑戦～マナーアップ講座」を実施しました。6月に実施した呉羽中学校の先生からの紹介で、初めて申し込みいただいた学校でした。口コミでの広がり、この上なくうれしいことです！！

これまでの講座内容はほぼ均一でしたが、今回から事前に中学校に希望をヒアリングし、杉原中学校に合った内容を実践しました。新しいスライドやワークシート、時間配分に戸惑いながらも、先生や生徒と一緒に講座を作っていく楽しみを感じることができました。

講師の経験を重ねると、「自分にとって働くとは何か」「自分の価値とは何か」など自分自身のキャリアや働き方も考えることが多く、講座を通して逆に学ばせていただいています。また、先

生方の教育への熱い想いと、現場での行き詰まり感などをお聞きし、改めて教育の難しさを知る機会となっています。社労士という立場で「教育」に携わる貴重な機会に感謝し、今後も研鑽を積んでいきたいと思っています。



事業報告

■中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

(働き方改革支援センター富山主催)

センター長 大浦 靖子

本事業は働き方改革に取り組む事業主へ支援を行うことで、主な内容は①センターでの相談対応、②セミナー開催(含む講師派遣)、③個別支援企業等へ相談員派遣による支援の3つです。社労士会事務局内に「働き方改革推進支援センター富山」を開設し、15名のアドバイザーが交替でセンターに入り、毎日3名体制(センター長1名、アドバイザー2名)で相談等に対応しています。

本事業の特徴はとにかく規模が大きく、相談内容が多岐に亘っていることです。セミナー開催、商工団体等への相談員派遣は順調に進んでおり、今後は個別支援企業の開拓に注力していきますが、企業を訪問し最大3回までコンサルティングを実施するのもアドバイザーの仕事です。相談内容は「働き方改革関連法全般」「各種助成金」「36協定届」「有給休暇5日間取得義務」「同一労働同一賃金」「ハラスメント対策」

「人材確保」など幅広い相談に対応しています。アドバイザーは事業主からの様々な要望を受け、その事業所の事情にあったコンサルティングが行えるよう日々研鑽しています。

これまでの相談、個別支援の状況を見ると法律の内容を十分に理解していない事業主も見受けられ、中小・小規模事業主に対してはまだまだ支援が必要だと感じています。



■女性活躍・中小企業支援事業

推進員 島崎 裕美子

この事業は、県からの受託で、趣旨としましては、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定について策定の支援や、働き方改革に資する助言等を行うことにより、中小企業等で働く女性の活躍推進を支援しようというものです。

この一般事業主行動計画の策定・届出・社内周知・公表、女性活躍に関する情報公表の「義務」対象は、法改正により、常時雇用者301人以上から101人以上の事業主に拡大されることになりました(令和元年5月29日に改正法案が可決・成立、同年6月5日に公布、施行日は、原稿作成現在国の分科会において事務局(案)として、令和4年4月1日と提示)。

推進員は、入江忠さん、梅原敏さ

ん、岡本尚美さん、島崎の4人で取り組んでおります。8月26日には、富山県民会館にて、「策定にかかる研修会」も開催し、定員を超える参加を頂きました。



■医療労務管理事業

アドバイザー 二〇 良伸

医療労務管理事業は、医療機関を訪問して労務管理についてアドバイスをし、セミナーの講師をし、社労士会事務局に詰めて個別相談にも対応する事業です。メンバー一同、まさに東奔西走致しております。私は今回が初挑戦ですが、医療労務事業自体は委託を受けてからすでに7回目です。先日も某医療機関にアポイントを取った際、「今年はどうの内容でやって頂けるのですか」と質問を受けました。先人のご活躍でこの事業が認められている事実を改めて認識しました。行政協力の地道な活動を継続する事によって、社会保

険労務士の役割を国民の皆様方に理解して頂く事は大切です。回り回って個人事務所にも契約が舞い込んできます。他の先生の契約に結びつく事もあります。私自身、他の先生の訪問がきっかけとなって顧問契約を結んで頂いた経験があります。社会保険労務士制度のPR部隊になったつもりで、真面目に誠実に委託事業に取り組んでいきたいと思えます。



■仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業

推進員 本林 千恵子

「企業における仕事と子育ての両立支援」の推進事業は13年間継続している事業です。今年度も推進員4人で県内の約300社を訪問し、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定について、周知・策定支援の活動をしております。

平成29年4月より県条例で従業員数30名以上の企業が対象となりましたが、未だ策定されていない企業もあります。8月には富山と高岡の2会場にて、50社近くの企業の参加による研修会を実施し、新規の策定に対するご理解をいただくことが出来ました。

また、既に策定されている企業も、担当者の交代があったり目標達成への取組みが出来なかったり、次期の計画策定に当たって支援が必要な場合があり、更に今年度は『働き方

改革についての取組みを目標としたい』という相談も多くあります。或いは、計画の策定や取組みの推進が順調な企業には『くるみん認定』取得の説明も行うなど、推進員は企業に応じた支援を実施するよう努めています。



■介護職員キャリアパス作成事業

相談員 嶋 正弘

団塊の世代が75歳以上となる2025年に、富山県では要介護・要支援認定者が平成31年3月の約63,000人から約73,000人に増加することが見込まれ、そのために必要な介護人材も、現在より1,700人以上確保する必要があると見込まれています。

一方、介護人材の確保においては、離職率が高く、「職場の人間関係」、「法人・事業所の理念や運営の在り方に対する不満」と共に「自分の将来の見通しが立たない」、「収入が少ない」がその主な要因となっています。

このためキャリアパス形成の道筋や基準・条件を明確にし、介護人材の確保・定着を支

援するために平成26年から本事業がスタートし、本年度も相談員4名が取り組んでいます。現在、キャリアパス要件として、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが定められ、さらに昨年10月から「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護人材が大幅に不足すると予想される2025年に向け、キャリアパスの構築を通じ介護人材の確保・定着に少しでも協力できればと思っています。



自主研究会便り

年金相談研究会

宮下 智弘



年金相談研究会は、毎月第一土曜日の午前10時～12時まで、会場は、原則、偶数月は富山方面会場（富山市職業訓練センター）・奇数月は高岡方面会場（大門総合会館）で

行っています。メンバーは今年度は13人となっております（途中参加歓迎です！）。

今年のこれまでのテーマは、「遺族年金について」「働き方改革支援とHRテクノロジーの活用」「外国人労働者の受入れ状況と課題について」「公的年金受入れ制度について」など、年金のみにかかわらず、多岐に渡りその周辺知識を高めようと、活発に意見交換を行っております。

また、今年も、他の研究会と合同で研修会も開催され、富山市役所担当者さんからの印鑑と戸籍

に関するお話や、飯田街角の年金センター長からの障害年金に関する話など講演いただき、実りのある研究会であったと思っております。

また、年に2回は、昼食会と忘年会も開催しており、業務のみならず、色々な話題で和気あいあいとした研究会です。分からないことや相談したいことがあれば、皆さん親切に教えてくださいます。よろしくお祈りします。



年金専門研究会

浜住 明子

年金専門研究会は、テーマを「障害年金」に特化して、2か月に1回の頻度で開催し、メンバーによる発表形式で進めています。

事例発表の場合は、その病気について、初診日、認定基準、苦勞した点等について発表します。障害年金に限らず、時々のトピックスや、自身で勉強してまとめた事柄等を発表する人もいます。発表内容について、質疑応答、類似事例の紹介、意見交換等を行っています。

ベテランメンバーによる、手続きの難しい病気の扱いや不服申し立て、裁判事例等、障害年金に日頃関わりの少ないメンバーにとっては容易に経験できない事例等を紹介してもらい、情報を共有しメンバーのレベルアップを図っています。

その他、県会の「障害年金無料相談会」の相談員として参加し、同研究会で研鑽した知識等も活

用され、実際に困っている方の手続き対応をしている人もいます。

他の年金自主研との内外の講師を招いて実施する合同研修会も今年で3回目になりました。

これからも、障害年金を中心に、障害者福祉、障害者雇用等、深く広く研鑽していきたいと思っています。



年金実務研究会

内野 仁作



年金実務研究会は、毎月第1土曜日の午前10時～12時に、職業訓練センターにて開催しています。令和元年10月現在の会員は16名です。

1. 参加資格等

当会に参加資格はありません。実務経験の無い方も、安心して参加できますし、会員には年に1回、研究成果を発表する機会もあります。発表内容は年金実務を含め、社労士に必要なと思われる内容であれば何でもOKです。

2. 研究会の様子

当会の会員は個性的な先生が多いため、講師と質問者の議論に加え、会員同士の議論が活発になる事もあります。静かさを好まれる先生にとっては少しうるさいかもしれませんが、活発な議論は、聞いているだけでとても幸せになります。

また、当会の会員は、来るべきAI時代の社労士の未来を考え、老若男女が一緒になって、明る

い社労士の未来の為に、且つ自分達の為に、日々研鑽に努めています。

3. 宿泊研修

当会では毎年一泊研修を行っています。令和元年は、石川県で蟹を食べる研修でした。一泊研修は、大変有意義な意見交換の機会となっています。入会して頂き、宿泊研修も是非ご参加下さい。



年金アカデミー

中島 幸治



当研究会は、街角の年金相談センターや各年金事務所等での年金窓口で相談業務に対応できる実務能力を向上・定着することを目的としています。

毎月の研究会では、毎回1人ずつ発表者が決まっております。発表者が調べてきた内容を発表する形式をとっていますが、それ以外にも各自実際に相談窓口等で遭遇した事例や法改正等の情報を持ち寄り、その内容の検証も行っています。具体的な内容は、通常の老齢年金・遺族年金をはじめ、障害年金・旧法年金・年金記録問題・第三者委員会・離婚分割・審査請求・成年後見人制度・

企業年金・雇用保険・税金等々毎回多種多様となっています。

また、会員のほとんどの方が街角の年金相談センターや各年金事務所等の窓口業務に出ておられる関係もあり、WM（専用システム）画面の検証・操作方法、各種書類の記載方法や提出時期、添付書類等についても議論があり、非常に実務的な研究会となっています。毎回の研究会で必ずと言っていいほど新たな発見があり、年金の奥深さを会員全員が再確認している次第です。

今後も日々変化する年金制度に対応すべく、年金マスター・年金のプロとしての資質の向上を図り、実務知識および相談能力を研鑽していきたいと思っております。



年金情報解析研究会

杉本 まさ子



当研究会は現在11名、全員が女性です。(過去には男性会員がいました。決して、男性会員をお断りしている訳ではありません。)年8回ほどの月例勉強会と年1回、集中勉強会(合宿)と合同研修会を開催しています。

今年度の集中勉強会は、10月5日から1泊2日の日程で宇奈月温泉烏帽子山荘にて行いました。「日々の喧騒を忘れておくつろぎいただきたい。」との山荘のおもてなしの心をも忘れ、女将さんに「本当に、一日びっしり研修されるのですね。」と呆れられてしまいました。勉強中にお



猿さんが「何をしているのかな。」とお庭を通り過ぎて行く、のどかな山荘でした。夜は、労働関係の話題や日常業務での疑問点を持ち寄り検討しました。翌日は、YKKセンターパークを見学し解散としました。

合同研修会は、2年前に当会が各年金研究会にお声がけをし、ご賛同を得た年金専門研究会と年金相談研究会と当会で3会合同の研修会を実施しています。今年は第3回目となり、8月3日に開催しました。富山市役所の出前講座(戸籍と住民票について)と街角の年金相談センター長に障害年金についてご講演いただき、有意義な研修となりました。



労働条件検討研究会 (労研A)

池田 弘

労働条件検討研究会は令和元年度10名で構成されており、原則6月～2月の第二水曜日18:00～20:00に富山県教育文化会館で開催しています。年会費は2,000円でやり繰りしています。毎月1～2名の方が自主的に選定をしたテーマによる研究発表を基に、積極的な討議を行っています。

また、今年度は隣接の士業の方をゲストに迎え、オブザーブしてもらっています。将来的には他業の方にも発表をお願いしたいのですが、我々の魅力をアピールしきれていない面もあり、まだまだ苦戦しています。今年度は7月に申請取次業務(外国人入管)に強い行政書士を迎えました。また12月には司法書士の参加を予定しています。さらに、9月に一泊研修を敢行し、会員相互の親睦を深めました。個々の会員の皆さんはそれぞれ自分の強みをお持ちであり、「誰かに聞けばなんとかなる」そんな研究会であるためにも、適度な懇親の場は欠かせません。

ちなみに、今年度の研究発表テーマ(11月現在)は、「一人親方の労働者性と自動車保険の免責/労災代位請求と自賠責被害者請求の競合」・「雇用環境の整備について」・「最近の障害者雇用について」・「非正規雇用労働者の待遇改善が求められる背景/固定資産の圧縮記帳を登録する」・「健康経営ってどんなもの～社労士との親和性に触れてみる～」・「同一労働同一賃金について」・「問題社員と助成金、解雇予告手当」です。興味のある方はお気軽にご参加ください!



労使紛争検討研究会

内野 仁作



労使紛争検討研究会（労研B）は、毎月（6月から翌年2月まで）第2火曜日の午後6時～8時に、サンシップとやま又は富山県教育文化会館で開催しています。

1. 当研究会の目的

当研究会の目的は、労使紛争のトラブルを未然に防ぐため、労使紛争の実例や労働相談事例、裁判例などを会員が持ち寄り、労使紛争に至った原因を労使それぞれの立場から分析し、解決策や再発防止を検討しています。

2. 合同研究会

当研究会は年に一回、労働条件検討研究会と合同研究会を開催しています。終了後は合同懇親会を開いています。多士済々な先生方との交流を広げる良い機会となっています。

3. 入会の案内

当研究会は、自分を除き実務のベテランの先生方ばかりです。現在進行形の実例を研究題材とする事もあり、現実の労使紛争を、経営者、労働者、社労士のそれぞれの視点から討議します。大変に面白く、且つ勉強になります。百聞は一見に如かず、と言いますので、是非入会して頂き、討議に参加される事をお勧めいたします。



新人事トータルシステム研究会

長田 洋一

当研究会は、現在11名の会員で、6月から2月まで、以下のとおり開催しています。

- ・日時：毎月第2土曜日
午後1時30分から4時

- ・場所：富山市職業訓練センター

県会での自主研究会発表担当年は人事制度に関して、課題図書を設定し、各会員の経験などを踏まえて普段の業務に役立つ実践的な議論をしています。今年度の検討テーマは、働き方改革に対応した、就業規則の改定ポイントです。

また、発表担当でない年は、課題は各会員の自由設定で、各会員担当日に議論の題材を提供して参加者とフリーディスカッションをしています。昨年度の議題としては、

- ・最近手続きをした助成金について（キャリアアップ助成金、65歳超雇用推進助成金など）
- ・異なる勤務形態の社内各事業所における勤務時間の見直しと統一化
- ・企業風土改善研修（社員定着のためのパワーハ

ラスメント対策)

- ・キャリアカウンセリングとは何か（キャリアコンサルタントの実務を通じて）
などでした。

少人数ですので、業務に関するお悩み相談会的な雰囲気も多分にあり(^_^)、とても和気あいあいとした研究会です。今後も親睦を深めながら、実務能力の向上のために研鑽を積んでいきたいと考えております。



労務診断研究会

大浦 靖子



当研究会は労働条件審査業務実施に向けての勉強会として発足しましたが、労働条件審査に留まらず労務コンプライアンス、人材ポートフォリオなど顧問先に対し労務管理

等のアドバイスを行えるようスキルアップを図るため、幅広く研究する会に方向転換し名称を「労働条件審査業務研究会」から「労務診断研究会」に変更しました。

ここ数年はサイバー法人台帳ROBINSで確認者登録した社会保険労務士だけが行える経営労務診断について研究をしています。昨年2月の業務部研修にて、当研究会が県会事務局の経営労務診断を実施し診断結果をROBINSに掲載したと説明させていただきました。その際「社労士会としてROBISに掲載したのは全国で富山県会が初めて

だ」と自慢げに発表していたことを皆様は覚えていらっしゃるでしょうか？

ところが昨年8月に突然ROBINSのサービス終了の案内が届き、研究会メンバー一同は狐につままれたような状況に陥りました。（全国社会保険労務士会連合会からの情報では今年の4月以降に連合会で同様のサービスを提供するとのこと）。今後、どのような活動を行うか模索中です。



8月度研究会後の暑気払い風景（話がつきませんでした）

あっせん実務研究会

高尾 佳子



あっせん実務研究会では、実際に代理人の依頼を受けた時を想定し、『事例演習労働法』（著者：水町勇一郎先生）から事例を選び、毎回、模擬あっせんを行っています。

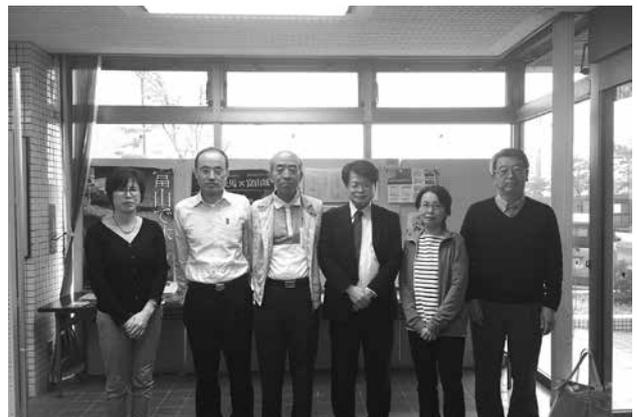
今年度は、「退職金不支給」「同意のない年俸額減額」「契約期間中の解雇」「不更新条項」等の事例について模擬あっせんを行いました。「退職金不支給」の回は、同業他社への転職を理由とする退職金の全額不支給を争う事例でした。転職の2ヶ月前に退職金規定が変更になっていることもあり、全額不支給が妥当かどうか、退職金を払わなくてはならない場合は新旧どちらの退職金制度が適用されるべきなのか、熱のはいった議論となりました。

会員の中から持ち回りで「申立代理人」「被申立代理人」「あっせん委員」を決めるわけですが、今年度は人数が8名と少なく、2回に1回は何か

の役がまわってきています。

実際にあっせん申請書や答弁書を作るので、法的問題点は何か・どのように論点を整理するか等、深く考える事ができます。観客になっている時もととてもおもしろいです。

研究会は偶数月の第3土曜日の10時～12時、主に富山市職業訓練センターを利用しています。ご興味のある方は、是非一緒に勉強していきましょう。



民法&労働契約法研究会

久保 浩之



当研究会は、労働契約についての民事的なルールをまとめた労働契約法の理解を深め、あわせて関係する民法の規定及び判例を広く学ぶことで、労働相談や実務への応用を目指しております。

例会は偶数月の原則第四土曜日に開催し、課題についての報告・検討や意見・情報交換等を通して、会員の資質向上を目指しております。

今年度のテーマは民法（債権関係）改正法が2020年4月1日からいよいよ施行されることから、改正民法による雇用契約等、労働関係への影響について（身元保証への影響、賃金請求権の消滅時効の動向、法定利率・中間利息控除等々）理解を深めたいと考えています。

今年度の研究会構成人数は24名であり、毎回15～16名程度参加しています。

最近入会された方や勤務等会員の方など幅広い世代の会員が、自由闊達に意見を出し合いながら課題について討議・検討を行っています。

今後も会員各自が研鑽を深め、実務に役立つ研究会にしたいと考えております。



成年後見制度自主研究会

明野 孝史



明けましておめでとうございます。

成年後見制度自主研究会は、年間5回から6回、奇数月の第三土曜日午前10時から12時まで、主にサンシップとやまで

開催しています。

すでに成年後見人事務担当者として事務を行っている会員、成年後見に興味があり事務担当を行ってみたいという会員、成年後見に興味があるだけの会員で現在23名が在籍されています。

これまでに研究会で行ってきたことを紹介します。

1. 成年後見人等の事務担当となったときに家庭裁判所に初回報告書を提出する方法
2. 成年後見人等の事務担当となってから約1年後に家庭裁判所に定期報告書を提出する方法、併せて、報酬付与の申立てをする方法
3. 成年被後見人等の死亡により家庭裁判所に終了報告書を提出する方法、併せて、報酬付与の

申立てをする方法

4. 相続人がいる場合で財産の引渡す際の方法や相続人不存在のときの財産管理者選任申立の方法

上記をこれまでにあった事例で示しながら説明しています。

成年後見制度に興味があれば、開業や非開業の会員を問わず、どなたでも参加できます。

また、成年後見人事務担当者の行う事務は社労士業務ではないので、開業や非開業の会員を問わず、どなたでも行うことができます。



私の「ひとり言」(各部リーダー編)

～ひとりごと～

総務・経理部 大田 欣和



今年度から総務・経理部長になってみて、初めて気付いたことがあります。それは、今まで県会の会則や諸規程を全部読んだことがなかったことです。過去には何か確認したいことがあったときに一部を読んだことはありました。また、総合労働相談所長や綱紀委員長をやらせていただいていた時も総合労働相談所や綱紀委員会に関する部分の会則や各運営規程等は読んでその都度規程等の改定の提案はしましたが、その後も会則や諸規程を全部見ようとは思いませんでした。

社会保険労務士の仕事の中には、顧問先の就業規則等を確認してその通り運用されているかどうか確認する場面があると思います。特に懲戒処分をする場合などは、規定に則った手順に従って進めているかまたは進めようとしているかを慎重に確認するのではないのでしょうか。そのような仕事をしている自分が自分たちの県会の会則や諸規程を気にしていなかったとは・・・。

今では、会則や諸規程を全部読みましたが、当然すべてを暗記しているわけではありません。何にすることがどの部分に書いてあるかは分かるようにしておこうと思います。会則・諸規程集を見た瞬間は、多いなと思いますが、読み出したら思ったほど時間は掛からないような気はしますよ。

皆さんは、県会の会則や諸規程をすべて読んだことはありますか？県会ホームページの会員専用ページにありますよ。特に〇〇〇の方たちはぜひお願いします。

～マスタース陸上競技の魅力～

広報部 川向 誠



中学2年から大学4年まで、ずーっと陸上競技(短距離→円盤投げ)を続けてきましたが、社会人になってからはお決まりのNOスポーツ人生。

45歳を過ぎたころ、世の中にはマスタース陸上という競技があることを知り、50歳になってから初めて登録(年4000円)して、県内の大会だけでは飽き足らず、週末は主に中部各県の大会(1種目目2000円～)に遠征している日々が続いております。期間は4月末から10月末ぐらいで、年間10試合前後。マスタース陸上は、5歳刻みのクラスで競い合う競技(今年で60歳の私は、64歳までのM60クラス)でして、若い人と競っても当然話にならないのですが、同じ年代なら頑張れば何とかなる！

私のスリム？な体形を見て、「えっ！円盤投げ？意外！」と必ず言われるのですが、円盤投げという種



目は、力で投げるのではなく、スピードと技術で投げる競技です。円盤の重さは、M45まで2kg、M50から1.5kg、そしてM60になった私は、今年から1.0kgになるのです。軽くなればなるほど、難しくなる(ピンポン玉を向かい風に投げるイメージ)のが円盤投げ。投擲競技とはいえ、下半身の強化のため走ることも当然必要でして、週の半ばにはジュニアクラブの子供たちと市の体育館で走り、大会のない週末は五福陸上競技場で円盤を投げる日々が続いています。目指せ！M60クラス日本一！

～私の道楽～

事業部 山中 隆善



物心ついて以来の乗り物好きです。子どもの頃は専ら自動車に熱中していて、家の外を走る車のエンジン音で車種を当てたり、小学校の帰り道、修理工場の裏手や畑の脇に捨ててある珍しい車見たさに随分遠くまで道草するような日々でした。

中学生になると、熱中の対象に2輪車が加わりました。しかし当時は3無い運動の全盛期、免許を取るのも大変な時期で、高校を卒業するのが待ち遠しかったものです。現在所有車は2台。1台は29年前、もう1台は38年前の旧車（興味のない人にはただのポンコツ）です。休日には仲間とツーリングや旧車ミーティングを見物、そうでない日は修理



や部品・資料探しと、趣味三昧に過ごしたいのですが、台風の直撃や（ツーリング予定日に限って雨!）、用事と重なるなど、なかなか満喫できずにいます。

いま免許証をみたら取得して39年経過してました。最近では体力や視力の減退などを実感し、この道楽をあと何年続けられるのか考えます。それもあってか、最近は手軽な自転車への興味が再燃。自分の足で走るのは楽しいですね。見慣れた風景も新鮮に感じます。

新米監事のひとりごと

森本 志奈子



企業における人材不足は相当に深刻であると感じています。

不足であると同時に育成にも問題が山積みです。育成する側される側、育成する者を任命する側の意識、どれもおごなりでは企業が立ち行かなくなってしまう。

育成する側の考えが、される側にキチンと伝わらなければハラスメントというとらえ方をされてしまい、育成どころか退職や配置転換希望、役職には就きたくない症候群となってしまっているように感じます。

仕事は厳しいけれど楽しいこともなければ続かない、【厳しい】と【頭ごなし】は違います。会員の皆さんもいろいろな場所で実感なさっていませんか？

町内会・PTA、社労士会も例外ではないと思います。

会の運営に非協力的な方が多く見受けられますが、そのような方を振り向かせ、協力的な方をより協力的になっていただく為の努力は必要でしょう。そっぽを向かれてしまうのは簡単です。

なにごとにも事前に察知し、言葉を選び、常に先手で対処していきたいものです。

社労士、三代記

三代目と言われて

山下 誠



「三代目」と言われる事は、ほとんどありません。たまたま手伝っただけで、私の妻が引き継がなかったからという消極的理由でこうなっています。昔の制度で、「社会保険士とか社会保険協会とかの有力メンバーだった祖父が事の始まりだった」とは聞いています。昭和36年頃に事務組合を作り、地域の事業所の労災の処理や失業保険の世話をやっていた中で社労士制度が始まり、事務所ができたと聞いています。三重県会の社労士さんで「若様！」と言われていたのを聞いた時に「あれ、俺以外にもそんな事言われる人がいるのだ」と思った事が、恥ずかしい記憶として残っています。私は呼びようがないので、「若！」とか「バ〇」と呼ばれていました。（先代は21歳上で、会長は50歳上でしたので）

今後については、私がやっている間は変わらずできれば続けるでしょうが、システムの変更等で継続出来ない時が来たら地域の企業は大変だろうな、と思います。ただ個別にできる時代だから社労士事務所がいらなくなる事は仕方がないので、その時には各種相談等で助けてもらいながらやらざるを得ないと思います。行政のシステムが変更となって直接やり取りできる時代となっても、人の接し方には上手い・下手は必ずあるので、何とかコンサルタントでできる部分を探して企業のお手伝いできれば良いなと思っています。



(次号 続く)

新聞広告掲載の報告

北日本新聞 2019年10月18日金掲載

あなたの疑問に社会保険労務士がお答えします!

無料相談会

ちょっと聞いてみませんか?

年金

- ・年金はいづ請求するの?
- ・年金の繰上げ・繰り下げとは?
- ・退職したらどうなるの?
- ・加給年金って何?
- ・勤くと年金は減ってしまうの?
- ・年金受給の条件は?
- ・障害年金の手続きはどうすればいいの? など

職場のトラブル

- ・いじめ、いやがらせ
- ・これってパワハラ・セクハラ?
- ・退職の手続きは?
- ・残業代の計算って?
- ・長時間労働に困っている...
- ・解雇・雇止めの問題...
- ・有給休暇がとれない
- ・これって労災? など

健康保険

- ・医療費が高額になったら?
- ・扶養家族になる条件は?
- ・退職後の手続には何が必要? など

成年後見

- ・高齢で判断能力が不十分になったら?
- ・財産管理が心配! など

高岡会場
10月27日(日)
午前10時～午後3時
場所 イオンモール高岡2階
ABCマート前
(高岡市下伏間江383番地)

富山会場
11月10日(日)
午前10時～午後3時
場所 アピアショッピングセンター1階
中央催事場
(富山県石川町2丁目11-1)

主催 富山県社会保険労務士会 中核年俸別室のご相談は、(一社)社労士成年後見センター富山の会員が対応いたします。

富山支部 荒木芳郎 池田勉 石川容子 泉市雄 今井克也 梅原修一 大浦靖子 大橋健太郎 岡本尚美 片境一 金山准一 金山順一 上市真也 草嶋ひとみ 倉谷正一 小西澄夫 佐々木靖夫 瀧谷隆 島崎裕美子 杉本まざり 高木光男 小泉宗政 高嶋博	富山支部 高野進 武部正志 立本英子 友澤景子 中川浩一 中島幸治 中村隆一 浜田功 飛見純子 藤井一彦 堀田智奈子 本田茂 松島順一 松村恵子 松本明弘 湊恒成 村上茂 本林千恵子 森田隆司 森本志奈子 柳瀬茂行 山口瓜子 四方田祐輔 小泉宗政	富山支部 高堂保治 中土英治 堀田平茂 池田悦子 藤井邦弘 川向文夫 川向文夫 片境一 岩崎和仁 大田欣和 高岡支部 明野孝史 明野弘美 坂谷聡 入江忠浩 江藤裕一 加藤月江 金谷裕一 鎌倉亨河	富山支部 鎌倉義則 山下裕子 坂下正弘 滝脇英子 塚本映理 鳥内映理 長岡武司 島山拓郎 早川良成 林孝行 針木和也 藤井正博 藤牧道子 二口良伸 前多悟 松井治樹 松長一雄 濱野史広 宮本敦子 上田泰子 岩城修 上田建四 上田靖子	富山支部 酒井廉人 鈴木俊晴 高橋明美 高橋芳雄 須住明子 藤井明 松平照世 森井信次 山下誠 山中隆善 朝田通安 富波支部 上田由美子 上田玲子 岡本富美子 菅原裕司 三司剛史 山田信紀美子 中嶋孝男 中島武司 松原英香 山村隆 建四 西谷孝子
--	---	--	---	---

いざ、社労士へ! 私たちは、「人を大切に」働き方改革の専門家です。富山県社会保険労務士会 TEL.076-441-0432 FAX.076-441-0255

毎年6月と10月に「社労士」または「社労士業務」をPRするために、新聞に広告を掲載しています。今年は、10月18日(金)北日本新聞朝刊に掲載しました。多くの会員の皆様にご賛同を賜りまして、まことにありがとうございました。

キラリ★勤務社労士 ～企業・職場で活躍中～

初道 勝治



勤務30年、登録入会20年になります。大学時代に社労士試験に合格し、平成元年4月、県庁に就職しました。3つ職場を経て厚生部高齢福祉課へ異動、実務経験2年を満了し11年6月に登録入会しました。これを契機に12年4月、商工労働部労働雇用課へ異動しました。当時は有効求人倍率が0.5倍を切り失業率も高止まりのなか、雇用確保・創出が強く求められ労働行政への期待が高まっていました。上司の社労士会への理解もあり、国の基金を活用し、会へ雇用創出関係助成金等を周知する事業などいくつかお願いしました。両立支援事業は、時々の要請に応え内容等を変え現在も続いています。

その後、紛争解決手続代理業務試験に合格し特定社労士の付記を受け、これを機に個別紛争も扱う労働委員会を再認識しました。庁内公募制度で勤務を希望し23年4月から6年在籍しました。

特定社労士の資格を活かし、知識や経験、紛争解決スキルを蓄積できた職場でした。現在所属する「あっせん実務研究会」で模擬あっせんを通して、スキルの維持向上に努めています。



31年4月、新川厚生センター医務総務班長を拝命しました。職員の労務的な目配りや配慮も大切な仕事で、実務で社労士の知識を活かしています。厚生センターは総合的な保健衛生機関で、受動喫煙対策も所管します。

このように県庁での社労士は、他の勤務社労士とは違った専門分野で知識を活かすことができ、やりがいと同時に有資格者の責任を自覚し、一層精進していきたいと思います。

小規模企業共済

業務加入促進手数料が変更になりました。

< 新規加入手続き及び増額手続きに関する業務委託手数料 >

新規・増額件数	貴会への支払額 (消費税別)	都道府県会配分	会員配分
新規加入 1 件あたり	4,500円	900円	3,600円
増額 1 件あたり	900円	180円	720円

マラソン 同好会 活動報告

前回の社労士とやまでメンバー募集をしたところ、計9名のメンバーが集まりました。

発足にあたってはオリジナルTシャツを作成しました。真っ赤で背中には“いざ社労士へ”という文字を入れたものです。

また、マラソン同好会が発足して初めてのイベント参加として、10月20日に「第19回富山あいの風リレーマラソン」に出場しました！

当日は1周2.1キロ×10週のハーフの部を7名でエントリー。オリジナルTシャツのお披露目となる機会でもありました。揃ってウォーミングアップのストレッチ、コース確認などを行い、いよいよスタート。それぞれベストな走り方でタスキを繋げ、結果は1時間57分で147位。大健闘でした。

当日は日頃の運動不足解消であったり、良いリフレッシュになりましたし、チームとして励まし、声を掛け合うと言った心地よい連帯感を味わうことが出来ました。

そして、当日お披露目となった鮮やかな赤色のTシャツは間違いなく目立っており、多くの参加者・来場者の目に留まったと思います。

マラソン同好会の今後の予定としては、またこのような大会に年1・2回ベースで参加すること、大会等イベント参加後は慰労会を兼ねた打ち上げの開催を企画しています。

同好会では引き続きランナー、サポーターを募集中です。初心者も大歓迎。一緒にお揃いのTシャツで楽しく走りましょう！お待ちしております！



私のお気に入りを紹介します

リレーコーナー

第9回

富山支部 池田 弘

この大役をお引き受けして、「はて？なんだろう」と考え、間もなく思い浮かんだのが、この写真です。あまりにもありふれた一品といえばそれまでですが、グランマ・モーゼス・カレンダーです。本品との出会いは30年以上前になりますが、当時勤務していた会社がゴッホの有名画を買った後、系列の美術館をアピールするのに取引先へのノベルティーとして作成していたものでした。

当初は余り物を持って帰って（横領と言わないでください）家で使っていましたが、人気があり数年で全て有料となりました。勿論、自分自身も数部買って活用していました。退職後は自分自身では買っていませんが、ありがたいことに私と同様にこのカレンダーを気に入ってくれている方から、毎年1部頂いております。

このモーゼスおばあちゃんは、本格的に絵を描きだしたのは70歳半ばといわれ、101歳で亡くなる直前まで描き続けていたそうで、アメリカの農村の暮らしや風景をあまり遠近感のない素朴なタッチで描いています。何年か前のカレンダーにテーブルの脚を1本描き忘れたものがあり、今でも記憶に残っています。

ちなみに、新宿の某損害保険会社の42階に「東郷青児記念・・・美術館」があり、そこにモーゼスおばあちゃんの絵画が40点ほどゴッホと一緒にあるはずです。カレンダーも当該美術館のホームページから注文（配送料別¥1,500）できるはずですので、よろしかったら覗いてください。

☆次回は富山支部の渡辺なつこ先生にお願いします。



富山支部 八幡 達人



ある年に受診した人間ドックの検査結果が、ことごとく境界領域に突入しました。もはやひとつひとつを予防している場合でない、これらを一気に改善するには痩せるしかない、ということで3年前から朝の散歩を始めました。

前置きが長くなりました。私のお気に入りは、高岡古城公園です。公園内を大きく1周し、3km程を40分かけて散歩します。本誌が発行される頃は雪が積もっているのでしょうか。2月には梅の花が咲き始め、公園内は活気づき始めます。さらに少し経つと桜の花も咲き始め、満開の時期は公園内の活気は最高潮となります。

新緑の季節はすがすがしく、木々から醸し出される酸素で気分が爽快になります。一方、蝉の音が響く夏は、うっとうしく思える程の大量の汗と格闘しながら、その分痩せられると思って頑張っているのです。

10月には万葉祭りが開催され、3日間夜通しで万葉集が朗読されます。それが過ぎると木々は色づき始め紅葉の季節です。写真は紅葉後のモミジの絨毯です。それはもう、艶やかなものでした。カラーでお見せできないのが残念です。

運がよければ、動物園のポニーの散歩にもお目にかかれますよ。

おっと、ポケストップを回すのを忘れそうになった。ということで、スマホ片手に散歩の本当の目的がばれそうになったところで筆をおきます。

☆次回は富山支部の堀田潤先生にお願いします。



新 入 会 員 紹 介

- ①所属支部、開業若しくは勤務等
- ②事務所所在地又は住所
- ③入会年月日

にし だ まさ よ 西田 昌代

- ①魚津支部（開業）
- ②中新川郡立山町
- ③令和元年8月1日



この度、入会させていただきました西田と申します。

以前は保険業界で営業の仕事をしておりました。お客様へ社会保障制度などを説明するためにより深い知識を得たいと思い、社会保険労務士という資格に興味を持ちました。

現在は社労士とFPの知識を活かした講師業をメインに活動しています。今後は個人だけではなく法人へも向けて、公的な制度やお金の知識を広く伝えていきたいと考えています。

おか やま さくら お 岡山 桜緒

- ①魚津支部（開業）
- ②中新川郡舟橋村
- ③令和元年8月1日



「富山で子育てをした」その一心で昨年東京から移住しました。現在は労働行政に携わらせていただいております。私自身は大学2年生のときにリーマンショックが起きて就職活動は惨敗、やっと内定をもらった企業は入社直前に破産し内定取消、滑り込んで入社した企業もブラック企業で、割と大変な目に合ってきたと自負しております。ただ、そういった経験やそこから生まれた想いが、社労士を志すキッカケとなり、今に活着ているのは確かです。社労士になったからには、世の中のために働きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

すず き たか と 鈴木 崇人

- ①魚津支部（開業）
- ②滑川市常光寺
- ③令和元年8月1日



この度入会させていただきました鈴木と申します。皆様よろしくお願いいたします。

生まれも育ちも鳥取県ですが、富山県に移り住み数十年が経ちました。

現在、工作機械メーカーの総務部に勤務しております。

社労士を目指したきっかけは、多くの社労士の先生方とお会いし、尊敬し、憧れを抱いたからです。これからは、企業の管理職と開業社労士を両立するうえで、法律的なことはもとより、話しやすい、親しみやすい社労士を目指し信頼を築きあげていけるよう日々精進いたします。諸先輩からのご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

さく ち まさ お 菊池 昌夫

- ①富山支部（開業）
- ②富山県富山市大泉北町
- ③令和元年9月15日



このたび入会させていただきました菊池と申します。知人に士業の資格取得を勧められ、3回の挑戦を経て合格しました。しかしながら社会保険、労働保険分野の知識は全くありませんので、これから勉強していきたいと思っております。社会保険労務士以外の知識も高めて社会の役に立てるように頑張ります。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

なか だ いち ろう
中田 一郎

- ①富山支部（勤務等）
- ②富山市新金代
- ③令和元年9月15日



この度、入会させていただきました中田と申します。

平成14年に社会保険労務士試験に合格し、その後も企業内で人事労務系の職務を担いつつも登録はしてきませんでした。この度新しい勤務先で、社労士登録しそのメリットを活かした上で責任をもって職務にあたりたい意向を理解していただき、16年越しでの登録となりました。

資格取得からかなりの年月が経過しましたが、改めて気を引き締めて自己研鑽に努め、知見を広めていきたいと思えます。皆様方にはご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

まつ ばやし く み こ
松林 久美子

- ①富山支部（勤務等）
- ②富山市呉羽町
- ③令和元年10月1日



この度入会させていただきました松林と申します。

公務員として雇用均等行政に長く携わってきました。

退職後は非常勤職員として労働保険徴収関係の業務も経験したことから、より専門的な知識を高めたいと考え、社会保険労務士の資格取得をしました。

今後は社会保険労務士の実務を身につけ、社会に貢献していきたいと思えます。

先輩の皆様方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

かわ ほん ひろ たか
河原 宏誉

- ①富山支部（開業）
- ②富山市大泉本町
- ③令和元年12月1日



この度、入会させていただきました河原と

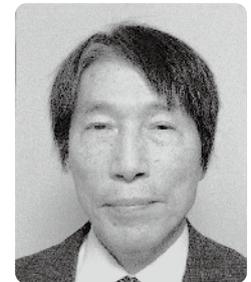
申します。会計事務所に勤務しながら開業登録させていただきました。

企業の成長にはヒトの成長が不可欠であると感じ、労働者に係わる労働保険・社会保険の知識を極めたいと思ひ社会保険労務士を目指しました。今後は知識を深め経験を積み社会保険労務士として多くの方々のお役に立ちたいと思っております。

まだまだ未熟者ではございますので、皆様方のご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひ致します。

ふゆ き つよし
冬木 毅

- ①高岡支部（開業）
- ②高岡市江尻
- ③令和元年12月1日



たまたま実家の隣に社

労士事務所があり、漠然と自分も将来事務所を開けたらという思いで、通信教育講座を受講したのが社労士になるきっかけです。

それから衣料品スーパー勤務や公立学校教員など多忙な生活の中で40年近くの年月が過ぎ、遠い昔の夢であった社労士事務所をやつと開くことが出来ます。

実務の経験がない分、さらなる自己研鑽に努めたいと思っております。皆様方のご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。

★12月2日以降に入会された会員さんの紹介は、次号までお待ち下さい。

事務局 だ よ り

支部別会員数

(令和2年1月1日現在)

支部名	開業	法人の社員	勤務等	計	法人数
富山	89	15	60	164	9
高岡	51	1	25	77	1
魚津	26	1	14	41	1
砺波	19	0	8	27	0
計	185	17	106	309	11

行事予定

月 日	時 間	事 項	場 所
1月22日(水)	13時30分～	業務研修	テクノホール
2月15日(土)	13時00分～	倫理研修	富山県民会館
2月21日(金)	13時30分～	北陸三県特別研修会	福井県 ユアーズホテル
2月27日(木)	13時30分～	第3回必須研修会	富山県市町村会館
2月28日(金)	13時30分～	東海ブロック特別研修	岐阜(名鉄ニューグランド)
3月14日(土)	9時～12時	自主研究発表会	富山県民会館

会員異動状況

入会者

区 分	氏 名	支部名	年月日	備考
開業	西田 昌代	魚津	令和1年 8月 1日	
開業	岡山 桜緒	魚津	令和1年 8月 1日	
開業	鈴木 崇人	魚津	令和1年 8月 1日	
開業	菊池 昌夫	富山	令和1年 9月15日	
勤務等	中田 一郎	富山	令和1年 9月15日	
勤務等	松林久美子	富山	令和1年10月 1日	
開業	河原 宏誉	富山	令和1年12月 1日	
開業	冬木 毅	高岡	令和1年12月 1日	

総合印刷企画&グラフィックデザイン


 有限
 会社 **AT企画印刷**
 AT PLANNING PRINTING

オリジナルウェアの



ホームページ

アットTシャツ

検索

 本 社 〒930-0138 富山市呉羽町48番地22
 小杉営業所 〒939-0319 射水市東太閤山1-11-1

 tel.076-427-1533 fax.076-427-1543
 tel&fax.0766-57-8211

退会者

区分	氏名	支部名	年月日
開業	岡崎 芳治	富山	令和1年9月30日

開業から勤務等へ

区分	氏名	支部名	年月日
	落合 潤成	魚津	令和1年8月1日
	山崎 真一	高岡	令和1年10月1日

勤務等から開業へ

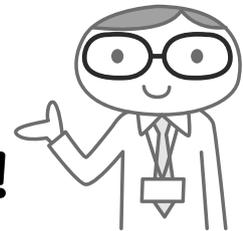
区分	氏名	支部名	年月日
	四谷 孝子	砺波	令和1年10月1日

開業から法人社員へ

区分	氏名	支部名	年月日
	大田 欣和	富山	令和1年10月1日

※ 12/10 迄に手続きされたもので作成しています。

行政機関において、
社会保険労務士業務を行うときは
ネームプレート着用をお願いします！



お願い

事務局就業時間は
8時30分から5時15分
となっています。

皆様方のご理解
ご協力をお願い
致します。



編集 後記

社労士とやまも今回で第82号となり、本当に長い年月に渡る発行となりました。突然、最後の纏めを仰せつかり、覚悟はしていたものの、こんなに大変とは……。一人でブツブツ言いながら、日常業務の合間で、編集作業等を行い、なんとか終わりました。次号以降は、この広報誌がそのままゴミ箱に入ることにならないように、そしてもっと興味をもって読んでもらえるように、色々試行錯誤していきます。突然、あなたのもとに原稿依頼が届いても驚かず、自己アピールの場ととらえ、ご協力をお願いいたします。（突然リーダー役を仰せつかった広報副部長談）

2019年度

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

- 社会保険労務士賠償責任保険
- 事務組合担保保険(特約加入)(労働保険事務組合業務賠償責任保険)
- 情報漏えい保険(特約加入)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

全国で約7割の開業社労士の先生方にご加入いただいております。
業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!



ただいま
**新規加入
受付中!!**

社会保険労務士業務上の
リスクを補償します。

「情報漏えい保険(特約)」は
マイナンバーの漏えいにより生じた
損害についても補償いたします。
是非ご加入をご検討ください!

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償**するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した**争訟費用(弁護士費用など)等も補償**します。

保険期間

2019年12月1日午後4時から2020年12月1日午後4時までの1年間
中途加入も受け付けております。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。よって加入依頼書の受付、保険料集金事務については、同団体にて実施しています。

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険および情報漏えい保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。

詳細はエス・アール・サービスHPに掲載の保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

◎勤務等会員の方には、別途、勤務等用保険がございます(エス・アール・サービスHPの社労士専用ページをご覧ください。)

お問合せ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

<http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページ

ログインID : 2015sr
パスワード : 4873hoken

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

全国社会保険労務士会連合会